

社外役員独立性基準

当社は、社外取締役及び社外監査役またはその候補者が、以下のいずれにも該当しないと判断する場合、独立性を有している者とみなす。

1. 当社グループ関係者
当社及びその連結子会社（以下「当社グループ」という）の業務執行者
2. 取引先関係者
 - ① 当社グループの主要な取引先で、直近事業年度における当社グループとの年間取引額が、当社グループまたはその者の連結売上高の 2%以上の者またはその業務執行者
 - ② 当社グループの主要な借入先で、直近事業年度末において当社グループの連結総資産の 2%以上の額を当社グループに融資していた者
3. 専門的サービス提供者
 - ① 弁護士、公認会計士、税理士、建築士、その他経営・財務・技術・マーケティング等に関する専門家として、当社グループから役員報酬以外に年間 1,000 万円以上の報酬を受けている者
 - ② 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する公認会計士
4. 寄付または助成先
当社グループが、年間 1,000 万円以上の寄付または助成を行っている組織等の理事その他業務執行者
5. 議決権保有関係者
 - ① 当社の 10%以上の議決権を保有する株主またはその業務執行者
 - ② 当社グループが 10%以上の議決権を保有する会社の業務執行者
6. 過去に該当したことがある者
過去 3 年間のいずれかの時点において、上記 1. から 5. のいずれかに該当していた者
7. 近親者
上記 1. から 6. に掲げる者（重要でない者を除く）の配偶者または二親等以内の親族
8. 前各号の定めにかかわらず、当社グループと利益相反関係が生じ得る特段の事由が認められる者